

広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十号

広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例

広島空港県営駐車場管理条例（平成五年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中

回数券	三、三〇〇円券	広島空港県営 第一駐車場	三、〇〇〇円
		広島空港県営 第二駐車場	

を

回数券	三、三〇〇円券	広島空港県営 第一駐車場	三、〇〇〇円
		広島空港県営 第二駐車場	
		広島空港県営 第一駐車場	
一時間券 一枚つづり	広島空港県営 第二駐車場	広島空港県営 第一駐車場	一、五〇〇円
		広島空港県営 第二駐車場	一、〇〇〇円
一日券 一枚つづり	広島空港県営 第一駐車場	八、〇〇〇円	
		広島空港県営 第二駐車場	

に

改め、同表備考に次のように加える。

三 回数券のうち一日券による駐車場利用者は、一日券一枚につき、連続して二十四時間まで利用することができる。

附 則

この条例は、平成十九年九月一日から施行する。